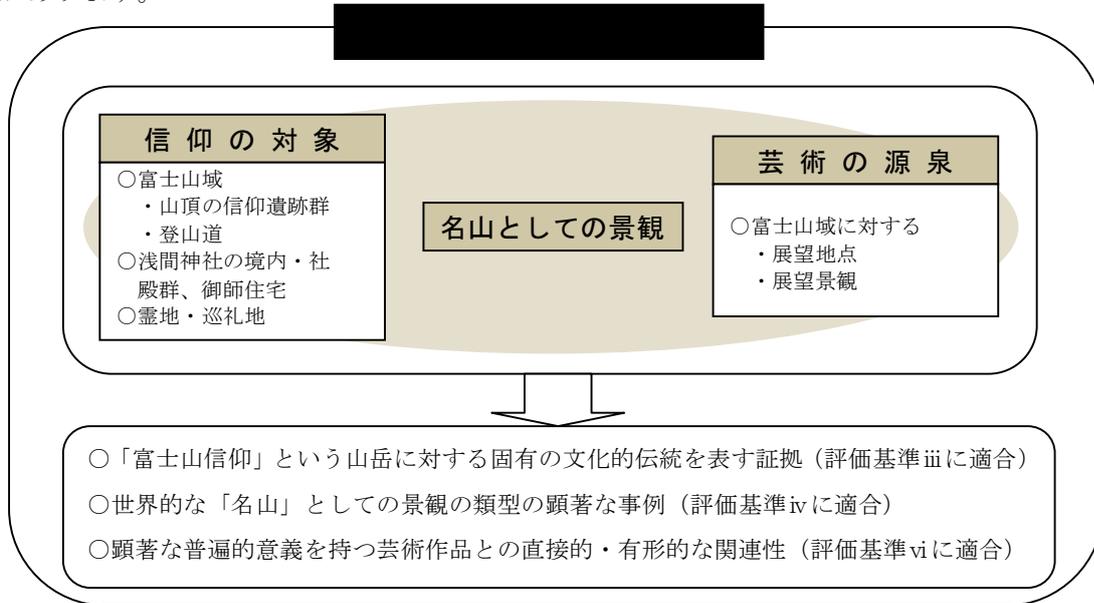


1. 富士山の顕著な普遍的価値について

富士山が世界文化遺産に登録されるためには、富士山の持つ「信仰」と「芸術」を中心とした文化的価値が、ユネスコ世界遺産委員会の作業指針に規定された評価基準に適合しているかが問われます。24年1月に提出された推薦書において、富士山は評価基準のiii、iv、viに適合するものとして記述されており、今後の現地調査や世界遺産委員会においてこの主張が認められる必要があります。



※評価基準のiii、iv、vi（ユネスコ世界遺産委員会作業指針より）

- iii 現存するまたは消滅した文化的伝統または文明の、唯一のまたは少なくとも稀な証拠
- iv 人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観の優れた例
- vi 顕著で普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰または芸術的、文学的作品と、直接にまたは明白に関連するもの

2. 構成資産について（別添エリア図参照）

富士山世界文化遺産の構成資産としては、推薦書において、富士山城（各登山道の一部を含む）、富士山本宮浅間大社、富士五湖、忍野八海、白糸の滝、三保松原など25箇所が挙げられています。

御殿場市に關係する構成資産は富士山城ですが、概ね標高1500m以上の部分となります。当市エリア内には、須山口登山道（現御殿場口登山道）の一部をはじめ、雄大な宝永火口、ハイキングコースが整備されている双子山や幕岩、お中道、学術的にも貴重な自然休養林などが含まれています。特に須山口登山道は信仰の対象として、富士山の価値を表す重要な要素とされ、また、自然環境や森林は富士山の文化的価値の基盤を成すものとされています。



須山口登山道



双子山

【須山口登山道】

須山浅間神社（裾野市）を起点として、本市印野地先・玉穂地先を通り富士山頂に至る道。修験道（山岳信仰）の総本山・京都聖護院の道興准后は、旅行記『廻国雑記』の中で、1486年、須山口から富士の麓に至り「よそに見し 富士の白雪 今日わけぬ 心の道を神にまかせて」との歌を詠んでいます。この道は富士講（富士山を信仰する講社）が広まった江戸時代には多くの人々に利用されましたが、1883年に須山口二合八勺に接続する御殿場口登山道が開削されると衰退しました。しかし24年1月、富士山への信仰を今に伝える古道として、国史跡に追加指定されました。

3. 構成資産等の保護措置について

世界遺産に固有の規制は無く、構成資産が各国の国内法令で適切に守られていることがユネスコに認められる必要があります。

Q1. 構成資産のエリアには新たな規制がかかるの？

A. 富士山城をはじめとする構成資産や周辺に設定した緩衝地帯については、推薦書において、「文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律及び各市町の条例や土地利用指導要綱により既に適切に守られている」としており、現在、新たな規制の追加は想定されていません。

Q2. 演習場はどのような扱いとなるの？

A. 推薦書においては「保全管理区域」に位置づけられ、「地元団体による採草等の土地利用の慣行を前提とした演習場としての利用が、結果的に無秩序な開発から当該地域を守る重要な役割を果たしてきた」と評価しています。したがって、現在の利用の仕方に変わりはありません。

4. 市民の皆さんへの普及啓発について

富士山の世界文化遺産登録を実現し登録後も富士山を適切に保全管理するためには、富士山の持つ価値への理解を促進する必要があります。本市にも、印野の熔岩隧道や駒門風穴といった国指定天然記念物や、新橋浅間神社、一幣司浅間神社、善龍寺、東岳院（きやり地蔵）など、富士山に関連した多くの歴史資産があり、産業や生活・文化も富士山と密接な関わりがあります。このため、市では、23年12月に設立された富士山世界文化遺産御殿場市民推進協会と連携して、富士山の持つ価値や素晴らしさについての普及啓発を進めています。



駒門風穴



新橋浅間神社